

随意契約理由書

件名	都市局、建築住宅局 執務室内 防煙区画是正業務
契約の相手方	株式会社竹中工務店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由 三宮国際ビル内の防煙区画是正のための間仕切壁改修、防災設備等の増設、移設については、ビル所有者が施工業者を指定しているため、当該業務は上記業者しか履行出来ないため随意契約を締結する。	
担当部署 (問合せ先)	行財政局 庁舎管理課 (電話番号 322-5591)